

明日の淡海

第3号

2000.9.1発行

自然と人との共生をめざして



水郷めぐり



Preservation of the Lake Biwa with the partnership between local citizen and government authorities!

UNEP-IETC Director : Steve Halls

In G8 Environment Ministerial Meeting held in April 2000 in Otsu city, Shiga, they addressed the importance of freshwater problems. In November 2001, Shiga Prefecture is going to hold the 9th World Lake Conference on the lakeside of Biwa to discuss on problems of lakes and reservoirs in the world. Environmental problems, amongst of all, freshwater problem will be one of the biggest issues In the coming 21 century, and the roles of Shiga prefecture and its people are becoming bigger and bigger.

The international Environmental Technology Centre(IETC), as part of UNEP located in Shiga and Osaka, is promoting environmentally sound technologies for sustainable management of freshwater basins and urban areas, focussing on developing world. We also think that, to solve the environmental problems, it is essential to have the participation of all the people concerned in decision-making and management processes. For that reason, it is indispensable to establish a comprehensive partnership involving citizens, experts, private sector and government.

People in Shiga have done a lot of activities to conserve Lake Biwa, as typically represented by "Powder Soap Campaign". Now they are starting new activities and forming various partnerships for the next year's Lake Conference. We see that these activities show the eagerness of the people in Shiga to protect "Lake Biwa". IETC is willing to support these activities as part of our 'Environmental Citizenship Program'.

We believe the effort of Shiga people will be successful to recover the beautiful Lake Biwa.

市民と行政のパートナーシップで琵琶湖の保全を!

国連環境計画・国際環境技術センター(UNEP-IETC)所長 Steve Halls

本年4月には大津市でG8(先進主要8カ国)環境大臣会合が開催され、淡水問題の重要性が提起されました。また来年11月には滋賀県において琵琶湖を舞台に第9回世界湖沼会議が予定され、世界の湖沼問題の解決に向けた討議がなされます。環境問題、中でも淡水問題は21世紀における最も大きな課題の1つであり、滋賀県および滋賀県民の皆さんのがたす役割は益々大きくなっています。

さてIETCは滋賀県と大阪府にあり、UNEPの一機関として発展途上国を対象に淡水流域および都市の持続可能な管理のために環境上適正な技術の利用を促進しています。我々は環境問題の解決には技術的アプローチと共に、その決定と管理にすべての関係者が参加することが重要であると考えています。そのためには市民、研究者、企業、行政を含む幅広いパートナーシップが不可欠です。

滋賀県の皆さんはこれまで“せっけん運動”に代表されるように琵琶湖を守るためにいろんな取り組みをされてきました。そして今また来年の湖沼会議に向けて新たなパートナーシップが形成されつつあります。これらの活動は滋賀県民の琵琶湖に対する思いの現れであり、IETCも“環境市民プログラム”的活動を通してこれらの運動を積極的に支援していきたいと思っています。

美しい琵琶湖を目指した滋賀県の皆さんのご努力が大きな成果をあげられることを期待しています。

容器包装リサイクルは必要か?

—法律制定の背景とリサイクルの現状—(その1)



滋賀大学経済学部

助教授 森 晶寿

1 はじめに

今回のテーマは、今年の四月から全面施行になりました、「容器包装リサイクル法」についてです。実はこの法律は五年前に成立して、三年前から既に施行されています。ただ、今年全面施行になつたということで、さらにリサイクルを進めなければならなくなつてきました。

このように循環型社会に向けて法制度は整備されてきましたが、現実には、各地でせつかく回収された「資源」がリサイクルされず、野積みになっているという話を聞きます。その結果、なぜお金を出してまでリサイクルに取り組まなければならぬのか、という不満もあちこちから出てきています。では、本当にリサイクルは必要なのでしょうか。また必要だとすれば、どうすればいいのでしょうか。今回は、この点について、考えておきたいと思います。

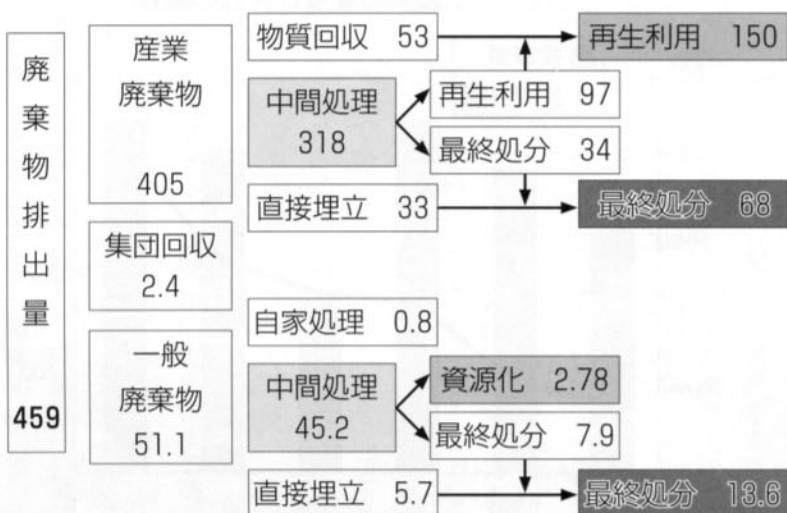
2 容器包装リサイクル法の成立の背景

容器包装リサイクル法が生まれた背景として、3つの要因が挙げられています。まず廃棄物の発生

量、そして処理しなければならない量が高水準のまま推移し、一向に減らないことです。廃棄物に関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下廃棄物処理法と呼ぶ）では、企業から出される廃棄物のうち指定された19項目を産業廃棄物とし、その他の廃棄物（と呼ぶ）では、企業から出される市町村が主体となつて処理しなければならない廃棄物を一般廃棄物として分類しています。図1にありますように、一九九六年には、産業廃棄物が大体年間四億トン、それから一般廃棄物が年間五、〇〇〇万トン、合わせて年間約四億六、〇〇〇万トンくらいが排出されていました。

そこで図2から、ここ十年間の物で最終的に埋立処分されなければいけない廃棄物の量は、産業廃棄物で年間六、八〇〇万トン、一般廃棄物で年間一、三六〇万トン、あわせて年間約八、一〇〇万トンとなっています。これが多いか少ないかは、埋立処理の技術と埋立処分場の容量との関係で決まつてきます。

図1 日本の廃棄物の排出量（1996年度、単位：100万t）

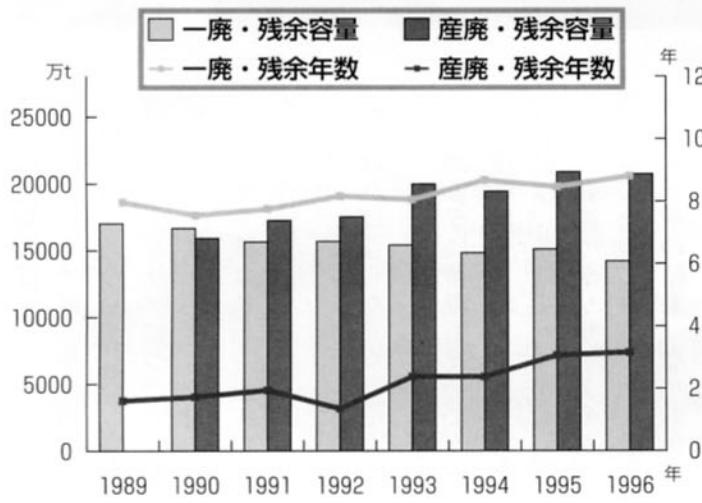


最終処分場の利用可能性を見てみますと、一般廃棄物の残余年数は八年くらいのところを推移しています。しかし産業廃棄物の方は、全国平均で三年くらいの水準しかありません。しかも処分地不足があります。深刻だった一九九二年には、残り二年を切つてしまつたほどでした。しかも埋立処分地の残余年数は、地域によつてもかなり差があります。特に首都圏、関東圏は、廃棄物の発生量に対しても処分地の容量が小さいため、処分場の残余年数が一年数カ月と言われ続けてきました。

常に言わせていたながら、幸いにしてまだ残っているのは、新たな処分場が作られていくからです。

しかし栗東の産業廃棄物の埋立処分地のように、硫化水素が発生して近隣の住民に迷惑がかかるということになりますと、新たな処分場の建設も困難になるでしょう。また関東の方が処分場の残余容量が少なく、他の地域で残余容量が多いという

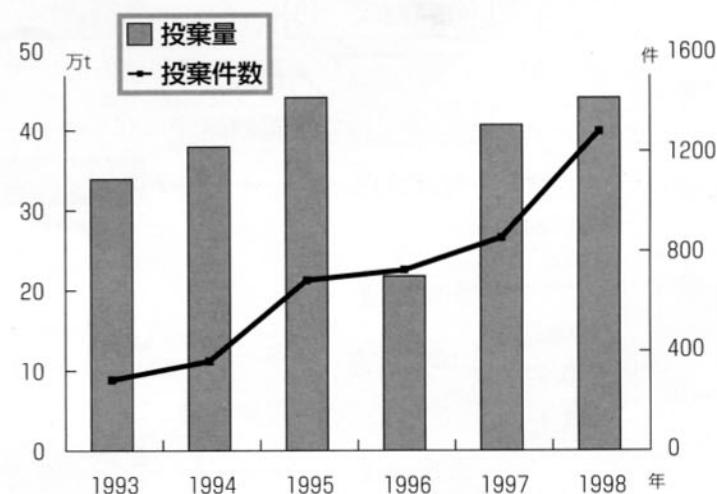
図2 最終処分地の残余容量と残余年数の推移



物の越境移動という厄介な問題が起ります。廃棄物の越境移動は、市場原理の観点からは、費用効率的な埋立処分を可能にする中では、往々にして、処理責任を曖昧にし、不法投棄を招いてしまいます。それは、例えば産業廃棄物の場合、都道府県がその管轄内の廃棄物関連の事業者に事業許可を与えることになっていますが、

ここで不法投棄の件数とその量の推移を確認しておきましょう。図3を見ますと、量については一九九三年から一九九八年までの五年間で三〇万トンから五〇万トンぐらいの間で推移しています。あまり変わっていません。しかし件数を見ますと、一九九三年には四〇〇件ぐらいだったのが、一九九八年には一、五〇〇件ぐらいになり、ここ五年間で約五倍に増えていることが理解できます。

図3 不法投棄の量及び件数の推移



3 現在の廃棄物行政の問題点

3・1 廃棄物の質量の変化と清掃行政

ではこうした問題に、なぜ行政

はうまく応えることができなかつたのでしょうか。

ここでまず指摘されなければならぬのは、リサイクル法が施行される前までは、廃棄物は清掃行政の中で適正に処理されるべきものとしてしか位置づけられていました。そこで産業廃棄物に關

しては、県の許可制の下で民間の事業者が、一般廃棄物に関する市町村が適正処理をすることしかできませんでした。このことが、一九八〇年代の後半以降、即ちバル景気の隆盛と共に、適正処理すべき廃棄物の量を増大させてきました。そして、廃棄物処理のための市町村の財政負担が益々重くなつてきました。

具体的に見ますと、まず事業系一般廃棄物が大幅に増大しました。事業系一般廃棄物とは、企業から排出される廃棄物の中で産業廃棄物に含まれないもの、つまり、紙ごみとか、ビニール、廃プラスチックといつた、普通の家庭からも同じように排出される廃棄物のことです。性格上、排出量は家庭よりもはるかに多いのですが、不法投棄の防止のため、あるいは地元の中小企業対策という名目から、市町村が受け入れて処理を行っています。

最近でこそ、多くの自治体で料金を徴収するようになつてきましたが、以前は家庭から排出される廃棄物と同様に無料で処理されていました。とはいっても、産業廃棄物として排出し、処理する料金よ

りは明らかに低い料金しか徴収されていません。このため事業者に排出抑制の誘因を持たせることはできませんでした。この結果、市町村が処理すべき廃棄物量が増大し、その廃棄物処理のための財政支出を増やすざるを得なくなりました。

また廃棄物の中で適正処理困難物が増えました。言葉はかたいのですが、具体的には、大型テレビ、あるいはタイヤとかマットレスのように、市町村では処理するのが技術的に困難であつたり、時間をする廃棄物のことです。こうした種類の廃棄物は、有価物が多く含まれていますので、民間企業に任せれば、再使用や再生使用が可能になることもあります。しかし自治体には再使用や再生使用を行うための技術が存在せず、また法律もそれを許さないので、処理せざるを得ず、しかも処理費用も増大していきます。

確かにかつてはまだ空き地も多かつたため、各地でばらばらに処理するよりは、一ヵ所に集めて焼却なり埋立なりの処理をする方が効率的でした。また衛生上の観点からも、市町村が家庭からの廃棄物を収集して焼却処理することは、不可欠です。また自分で不適切に処分してしまつたり不法投棄するのを防止するには、市町村による収集が好ましいと言えましょう。

しかし、もはや廃棄物処理の過程で発生する汚染の負担を周辺住民のみに負わせることは、全国どこでも困難になつています。

さらに塩化ビニル化合物を含む廃棄物が排出されるようになりますと、従来のような焼却処理ではダイオキシンが発生することになります。そうなりますと、ダイオキシンの生成防止のために、焼却

3・2 周辺住民のみに掛かる負担

既存の廃棄物処理法の問題の2

3・3 廃棄物の定義による混乱

さらに3番目の問題点——これがリサイクルを考える上で重要な点なのですが、廃棄物の定義による混乱です。廃棄物の定義を決めるのは非常に難しい。もつとも

施設そのものを更新したり、バグファイルターを設置する等の追加的な設備投資も必要になるでしょう。このこともまた、廃棄物の処理費用を増やすことになります。

では現在、全国で市町村の廃棄物の処理のためにどのくらいのお金が使われているのでしょうか。全国平均を見ますと、約二兆六、〇〇〇億円と言われています。これは、国民一人当たり約二万円負担しているという計算になるわけです。これはかなり大きな負担といえるのではないかでしょうか。しかし残念ながら私達は、固定資産税とか住民税とかの税金を支払う中でこの費用を負担しており、廃棄物の費用を直接支払っているわけではありません。そのため、負担の大きさは実感できなくなつてゐるのではないか。

確かにかつてはまだ空き地も多かつたため、各地でばらばらに処理するよりは、一ヵ所に集めて焼却なり埋立なりの処理をする方が効率的でした。また衛生上の観点からも、市町村が家庭からの廃棄物を収集して焼却処理することは、不可欠です。また自分で不適切に処分してしまつたり不法投棄するのを防止するには、市町村による収集が好ましいと言えましょう。

しかし、もはや廃棄物処理の過程で発生する汚染の負担を周辺住民のみに負わせることは、全国どこでも困難になつています。

これは必ずしも日本だけの問題ではありません。何が廃棄物であるかを、客観的に定義することは誰にとつても難しいからです。

現在の日本の定義では、有償で売却できるものというは資源で、処理費を支払わなければならないものを廃棄物としています。もう少し具体的にいいますと、私達がモノを買うときには、モノを受け取ると同時にその対価としてお金を支払います。モノとお金の移動の方向が、逆方向になつてゐるわけです。こうしたものと有価物と定義しています。

ところが、それが全く同一のモノであつても、皆さんも要らなければなりません。私も要らない、ということになりますと、お金を払つてもだれかに引き取つてもらわなければならなくなります。この場合には、モノとお金の移動の方向が同じになります。これを廃棄物と定義します。つまり、有価物か廃棄物かは、モノの性質によって決められているわけではなくて、皆が要るか要らないか、市場でそれが欲しいと思われるかどうかによつて決まることになります。

ここで問題となるのは、市場価格の変動によつて、全く同一のモ

ノが有価物となつたり廃棄物となつたりすることです。古紙を例として話をしてしましよう。かつては紙は非常に貴重な資源とされていました。その時代には、古紙で回収業者がちり紙交換を始め、対価としてトイレットペーパー等を供与してまで古紙を回収していました。それでも事業として成立していたわけです。しかし現在では紙原料や紙製品が海外から安く購入できるようになっています。このため、質の劣る古紙の価格は低迷しています。この結果、古紙を回収して問屋に運搬する費用の方が古紙の売却価格よりも高くなつてしまい、事業として成立しなくなつてしましました。そこで古紙は有価物として回収されず、廃棄物として処分の対象となつてしましました。

4 リサイクル法の導入とその教訓

このような廃棄物行政が抱えていた3つの問題を解決すべく提唱されたのが、リサイクルの推進でした。そしてそれは、一九九〇年代に入つてから次々と立法化されきました。その最初が、「再生資源の利用の促進に関する法律」、いわゆるリサイクル法です。この法律の中では、基本的に以下2つのことことが定められました。

1つめは、再資源化率を向上させ、また処理施設の在り方に関しても法律で決められてしまいます。そうしますと、「廃棄物」の利用には大幅な制約が掛けられることになります。また通常の有価物のように、民間企業が市場の競争の中で技術を向上させ用途を拡大していく、といった活動も困難にしてしまいます。そして、市場価格が上昇して再び古紙の回収と再生使用が事業として成立するようになつたとしても、既に回収業者がなくなつてしまい、回収・運搬のための技術的な基盤が失われてしまつていると、再び古紙を有価物として回収することが困難になつてしまします。

もう1つが、リサイクルをやすい、あるいは分解しやすい商品の設計を促したことです。特に自動車やエアコン、冷蔵庫は、分解が簡単であるほど多くの部品を利用・再生使用することが容易になります。しかし分解に手間暇が掛かるようなものでは、分解にかかる時間と費用を考えると、とても採算に合わなくなります。このため、部品の再利用・再生使用がされず、大量の廃棄物が発生することになります。そこで、分解しやすい商品の設計が求められました。そして同時に、製紙やガラスビン製造業、建設業界などに対し

せるために材質を示すマークをつけることを義務づけたことです。例えば、飲料缶やPETボトルのような容器包装には、リサイクルができますという円形や三角形のマークがつけられています。缶がアルミやスチールで作られていること、容器がPET樹脂で作られていることを表示することで、この容器包装がリサイクル可能であることを情報として消費者に伝達することができます。このことで、消費者がリサイクルできることを認識し、分別排出のための努力をすることが期待されました。

そしてひとたび廃棄物と定義されてしまふと、不法投棄の問題や、処理場、処分地の安全管理の問題から、適正処理を義務づけられることになります。具体的には、運搬するにも処理を行うにも、廃棄物処理法に基づいて適切な許認可を取得しなければなりません

て、なるべく再生された資源を利用することが求められました。

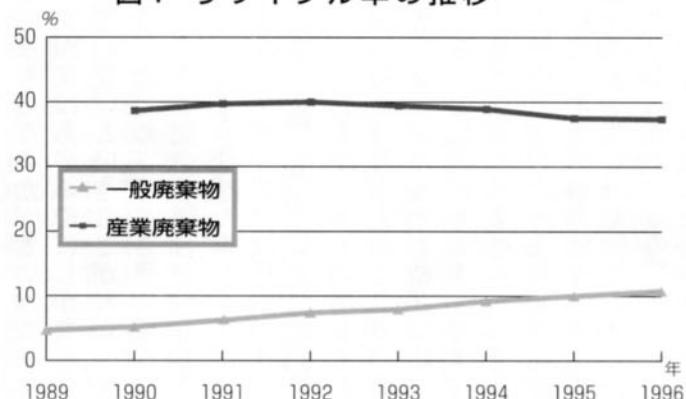
この結果、現実にもリサイクルは動き出し、回収率は上昇していました。産業廃棄物に関しては、既に一九七〇年代後半からリサイクルが進められていたこと、中間処理を行えば使用可能なものが多かったことから、リサイクル率は四〇%ぐらいで推移してきました。他方一般廃棄物に関しては、**図4**に見られますように、一九九〇年代に入ると、リサイクル率は一貫して上昇しています。そして一九九六年には、リサイクル率は一〇%を超える水準まで上昇してきました。

ところが、実はこの間、逆有償という問題が発生してきました。つまり、回収は進むのだけれども、回収されたモノがなかなか資源として活用されない。むしろ、回収されたものを引き取つて資源として活用してもらうために、回収した人がお金を払わなければいけない。こうした事態が各地で発生するようになりました。

また、再生資源を使用すること自体に対して、ほとんど税制上・金融上の支援がなされませんでした。しかも、再生資源以外の資源、つまりバージン資源（原料としてそのまま採掘してきた資源）の使用に対して、課徴金が課せられることもありませんでした。このため、容器包装を製造する企業にとっては、再生資源を使用するよりもバージン原料を使用する方が費用面で有利な状況が続くことになりました。この結果、資源市場で再生資源がバージン原料と対等に競争できるようになるためには、再生資源を供給する側がお金を支

払って市場価格を引き下げる必要になりました。こうして逆有償の問題が発生することになりました。（以下次号に）

図4 リサイクル率の推移



ヨシ紙で作った名刺はいかがですか！

—当財団のヨシ紙はヨシを製紙の限界である50%配合しています—

琵琶湖で育ったヨシを原料にしたヨシ紙で名刺を作りませんか。

当財団では、ヨシの健全な成長を促すため、冬期にヨシの刈り取りを行っていますが、この刈り取ったヨシを使った名刺の台紙を製造・販売しています。

（機械漉き：100枚525円、手漉き：100枚1,050円）

詳しいことは当財団へお問い合わせ下さい。（価格は全て税込みです。）

財団の賛助会員を募集しています

当財団では、事業内容等をより充実するため、積極的にサポートしていただける賛助会員を募集しています。賛助会員の方々には、研修会・交流会への参加や、会誌（明日の淡海）、広報紙（環境ふれあい通信）の刊行物の配布を通じて、事業に対する理解と協力を得るとともに、ご提言やご意見をいただきたいと考えています。この趣旨に賛同し、加入いただける方をお待ちしています。詳しくは当財団までご連絡下さい。

その理由としては、主に2つがあります。まず、この法律はリサイクルを促進することは求めましたが、リサイクルの実施、つ

まり再生された商品の使用を必ずしも義務づけているわけではなかったことです。『リサイクル法』が施行されると、例えば古紙利用率を五五%以上にすることが目標とされました。しかし、これはあくまで業界の努力目標にすぎませんでした。アメリカのように、法律で例えば新聞紙の古紙配合率のようなものが決められるということはありませんでした。このため、努力目標は必ずしも高い水準には設定されず、達成されて以降は、それ以上の努力はあまりなされなくなりました。



「里山」って なんだろうか？

京都造形芸術大学環境デザイン学科

下村泰史

yasushi@yo.rim.or.jp

的都市部に近接したところにも見られる身近な自然であったということ。もうひとつは、珍しいものや原生的なものだけでなく、人間の営みとの関わりのなかで形成されたてきた二次的な自然にも価値を見い出すようになってきた、自然保護思想の成熟といったことにあつたのではないかと思います。

里山とは、文字どおり里に近接した山で、里人の人為的介入の結果生じた二次林です。里山を特徴づける最も一般的な林の一つであるコナラ林も、本来ならシイ・カシ類を中心とした常緑広葉樹林になると、人間が炭の材料となるために伐採した結果、明るい環境下ではシイ・カシ類よりも旺盛に生長するクヌギ・コナラ・アベマキといった落葉樹が伸び上がってきてできた落葉樹林なのです。こうした林については次のように

一、里山は落葉広葉樹林であり、周年的な光環境の変化をもつておらず、生態的多様性に富む。ですが、マスコミにも随分高い頻度で取り上げられるようになってきているように思います。

里山が幅広い市民の関心を集めることになつた背景には、大きくは二つの要因があつたのではないであります。一つはそれが比較

ここ数年で、里山という言葉は随分ポピュラーになりました。テレビや新聞でその言葉を聞かれな

はじめに

二、里山は、人為の影響によつて成立した二次林であり、かつては農村の生活と一体になつた理想的な管理がなされてきており、現時点では経済的価値を失い放棄されているため、遷移の進行などの荒廃が進ん

でいる。

三、里山の自然的な質を保全するために、なんらかの管理方策が必要である。

こうしたことは今では広く認識され、行政、市民問わざ里山環境の保全の動きは活発になつてきました。

しかし、そういつた運動の内側からみてみると、かつての里山が本当はどういう姿の山だったのか、これから育っていくべき里山とはどんなものなのか、といったイメージが実はあやふやにしか共有されていないということがわかつてきました。めざすべき里山像を欠いたまま上記のお題目が独り歩きしているような感もあります。

また、メディアでは里山のイメージはしばしばロマンチックに取り上げられます。多くの場合それは強い郷愁、「日本人のこころの原風景」といったものと結びつけて論じられる傾向があるようです。考え過ぎかもしれません、そうした傾向と上のような言説が結びついて、ある種強迫的な「里山伝説」のようなものを作り上げているような気さえするのです。

「里山」とそれを巡るいろいろな問題、それに対して行っていくべきことについて明確な輪郭を与えることは私の手に余る仕事です。ここでは私がこれまでニユータウ

ン開発の仕事に技術者として(※)かかわるなかで疑問に思つてきたことを列記することくらいしかできませんが、これが皆さんのが「里山」について考える一つのきっかけになれば幸いです。

「里山」ってなんだろうか

「里山」は、農村集落での生産・生活のための資源として利用された、集落近傍の山林として定義されました。私が住んでいたまま上記のお題目が独り歩きしているような感もあります。

また、メディアでは里山のイメージはしばしばロマンチックに取り上げられます。多くの場合それは強い郷愁、「日本人のこころの原風景」といったものと結びつけて論じられる傾向があるようです。考え過ぎかもしれません、そうした傾向と上のような言説が結びついて、ある種強迫的な「里山伝説」のようなものを作り上げていいくような気さえするのです。

「里山」とそれを巡るいろいろな問題、それに対して行っていくべきことについて明確な輪郭を与えることは私の手に余る仕事です。ここでは私がこれまでニユータウ

のなかで生じた植生であるという点では変わりないと思われます。多いようですが、人との関わりのなかで生じた植生であるというのなかで生じた植生であるといふべきことについて、ある種強迫的な「里山伝説」のようなものを作り上げていいくような気さえするのです。

既に述べたように、伐採によって明るくなつた林内では、陰樹(暗い環境下でも生育可能なもので、一般には生長は遅い)であるシイやカシといった常緑樹より、陽樹

明るい環境で生育、一般に生長は早いである。コナラ等の落葉樹のほうは速やかに生長するので、結果そうした落葉樹が高木層を占めるようになつたものです。落葉樹が高木層を占めるようになると、その下では陰樹の方がより着実に生長し続けます。従つて、人間が適当に手を入れていないと、いづれはもとの常緑樹林にもどつてしまふというわけです。

ここでは大きく二つの考え方があります。一つはより自然度が高い（とされる）常緑広葉樹林のほうが地域の緑として望ましいものであり、放置することによつてそつた姿に戻そう、というものです。もう一つはかつてしていたように、人間が手を入れて落葉樹林の姿を維持することで、里山の自然の質を伝えていこうというものです。どちらもそれなりの理があり、どちらが正解というものでもないと思われますが、最近では里山で維持されてきた自然の貴重さが広く知られるようになり、後者の考え方方が市民的な支持を得つつあるように思います。

こうした林には、秋から春先にかけて林床に光が届くという、落葉紅葉樹林特有の環境下でなくては生活できない種も数多く住んでいます。守山によれば、それら（注2）は日本が大陸と陸続きであつ

たころに入ってきた、氷期の遺存種であるということです（守山弘 P281—283）。氷期後の常緑広葉樹林の進展のスピードに追いつけず、絶滅する運命にあつたこれらの種群を救つたのは、焼畑等の人為的攪乱による二次林化であつたといいます。こうした事実は、いわゆる「自然林」ではない、里山固有の自然の存在を物語るものです。すべて一律に自然林に戻すという考え方では、こうした種を救うことはできない訳で、全体的な種の多様性を確保する上では、落葉樹林の環境を維持していくことが必要なのです。

ただ問題なのは、「なんでもかんでも常緑樹林化」も困ったことで、こうしたなりたちを持つ里山を無前提的に是とする「里山至上主義」に陥りがちな傾向が、運動家の一部に見られる点です。あとでもう一度触れます、このうしたコナラ林が二次林として成立するのはエリヤー的には限られた範囲に過ぎません。農村の人々が常に山に働きかけてきた、というのは容易です。

しかし、里山派のひとびとは常緑広葉樹林化をものすごく悪いことともれませんが、常緑樹林を切つても常緑樹林が速やかに回復する所も、もともと自然林がブナ林のような落葉樹林で、それ

を切つても落葉樹林が回復するよう所もあります。上記のコナラ「生物の生息地としての里山」（ランドスケープ研究 VOL 61, No. 4, P281—283）。里山保全活動の現場ではそうした意識はあまり共有されていないようです。コナラ林ばかりがクローバーアップされるのは、そうした林が実は大都市近郊に多く存在するという、都市住民からの可視性のような部分に原因しているところもあるのではないかでしょうか。

里山の自然は本当に多様なのか？

管理手法と多様性

けれども人の手が入るという場合、実際にはいろいろな場合があります。短期で皆伐してしまう方法から、高木層を温存して下草や低木層に手を入れていく方法もあります。放置するのが望ましいという場合だってあるかもしれません。

ある種理想化された管理として、かつての薪炭林施業の方法があります。これは八〇—一〇年くらいのサイクルで一定面積のパッチを皆伐していくものだといいます（注3）。この方法だと、高木層はそれほどの高さにはならないということで、後述の方法と比較し「低林

あり、独自の多様性をもつているのではないでしょうか。実際、本当に手付かずの照葉樹林の多様性というのはすごいものだという話をきいたことがあります。それは、原始林の話であつて、二次林からちょっとだけ遷移がすんだだけの、いわばボツと出の常緑広葉樹林とは別のものだという見方もあるでしょう。しかし、同じような問題は、里山といわれる二次林自身のなかにもあると考えられます。手の入れ方によつて、いろいろな異なつた「里山」がいくつもあるよう思うのです。

管理」と呼ばれます。落葉樹林としての周年的な光環境の存在は勿論ですが、伐採後のパッチにおいてはまた相当光が入りますし、ほかのステージにあるパッチと組み合わせて考えるとそこに生息する種数はさらに多くなるでしょう。

一方、レクリエーション利用や景観性の観点から主張されている方法として「高林管理」(服部保／姫路工業大学教授)と呼ばれている方法があります。これは、大きく成長したクヌギ、コナラなどはそのまま放置し高林としての相観を維持しながら、林内の整備を中心に行うというものです。中低木層の管理によって、花付きをコントロールしたりといった研究は相当の蓄積があります。最近では、種多様性の点でも必ずしも不利ではないといった報告もあるようですが。(未確認)。もつとも、光条件の変動はもっぱら周年のものに限られるので、バイオニア性のものや草原性の種群は少なくなるでしょう。

もうひとつは放置された場合です。放置された里山については、遷移の進行による常緑広葉樹林化や竹、笹の侵入によるヤブ化などが指摘されています。これらは里山保護論者の間では一般的には悪いこととされていて(照葉樹林文化論の立場からはまた違った見解があるのでしょうか)、里山の荒廃とほぼ同義語です。ところが、人が入らなくなつて相当年数たちてはまた相当光が入りますし、ほかのステージにあるパッチと組み合わせて考えるとそこに生息する種数はさらに多くなるでしょう。

建設問題で自然保護派が反対運動を繰り広げた舞台である)の林で環境調査に携わった人から聞いたのですが、人手が全く入らなくなつて四〇年くらいたつていたその林では、一般的の都市近郊の里山ではほとんどお目にかかれないのであります。それでたまたま多摩丘陵かなにかでかけたりして、いわゆる「武藏野の雑木林」の片鱗を見ると、それイコール里山、と思いついたりしてしまつたのです。

しかし、実際に見ているのは、自然度の高さが現れないがゆえの自然度の高さが現れたのであります。上の二例とは性質が違うかもしれません、こうした自然も大事なのかも知れません。

結局、どのような状態におかれている二次林も、それぞれ固有の自然的な質をもつてゐるようになります。ここから先の選択は、絶対的な種数だけでなく、どのような種群をより好ましく考えるか、といつた問題になつてくるのであります。そして、そうした生物生態的問題だけでなく、かつてと現在の両時点における人間界との関わりも問題です。方の問題も、どのような姿の林を選ぶかに大きく関わつてくるでしょう。人間側が、その林とどのよ

うな関係を望むのか、どんな姿の林を欲するのか、という問題がクローズアップされてくるのです。

樹林の姿と選択性

学生のころにも、「里山伝説」みたいなのは聞かされました。私は関東育ちなので、里山はクヌギ・コナラ林というイメージもそのころ刷り込まれてしまつたまま放置し高林としての相観を維持しながら、林内の整備を中心に行うというものです。中低木層の管理によって、花付きをコントロールしたりといった研究は相当の蓄積があります。最近では、種多様性の点でも必ずしも不利ではないといった報告もあるようですが(未確認)。もつとも、光条件の変動はもっぱら周年のものに限られるので、バイオニア性のものや草原性の種群は少なくなるでしょう。

もうひとつは放置された場合です。放置された里山については、遷移の進行による常緑広葉樹林化や竹、笹の侵入によるヤブ化などが指摘されています。これらは里山保護論者の間では一般的には悪いこととされていて(照葉樹林文化論の立場からはまた違った見解があるのでしょうか)、里山の荒廃とほぼ同義語です。ところが、人が入らなくなつて相当年数たちてはまた相当光が入りますし、ほかのステージにあるパッチと組み合わせて考えるとそこに生息する種数はさらに多くなるでしょう。

一方、レクリエーション利用や景観性の観点から主張している方法として「高林管理」(服部保／姫路工業大学教授)と呼ばれている方法があります。これは、大きく成長したクヌギ、コナラなどはそのまま放置し高林としての相観を維持しながら、林内の整備を中心に行うというものです。中低木層の管理によって、花付きをコントロールしたりといった研究は相当の蓄積があります。最近では、種多様性の点でも必ずしも不利ではないといった報告もあるようですが(未確認)。もつとも、光条件の変動はもっぱら周年のものに限られるので、バイオニア性のものや草原性の種群は少なくなるでしょう。

しかし、実際に見ているのは、自然度の高さが現れないがゆえの自然度の高さが現れたのであります。上の二例とは性質が違うかもしれません、こうした自然も大事なのかも知れません。

結局、どのような状態におかれている二次林も、それぞれ固有の自然的な質をもつてゐるようになります。ここから先の選択は、絶対的な種数だけでなく、どのような種群をより好ましく考えるか、といつた問題になつてくるのであります。そして、そうした生物生態的問題だけでなく、かつてと現在の両時点における人間界との関わりも問題です。方の問題も、どのような姿の林を選ぶかに大きく関わつてくるでしょう。人間側が、その林とどのよ

うな関係を望むのか、どんな姿の林を欲するのか、という問題がクローズアップされてくるのです。

美質もあるように思います。先に、里山にしか生存できない種の存在、里山固有の自然の存在について触れ、そうした事実が、里山保全の市民的な支持に繋がっていると書きました。しかし、里山が多くの人から注目されているもう一つの要因は、その明るい快適な空間性にあるのは間違いないと思います。このごろ話題になつてゐる「高林管理」は、こうした林の気持ちの良さ、レクリエーション的適性を前提としているよう

「施業」というと聞こえはいいのですが、里山にはいる「人の手」

とは、ある意味では自然からの收奪です（この場合に限りませんが）。

実際、近畿圏の里山利用は高密度を極め、相観的には「はげ山」とか「荒れ地」に近いものだったことが知られています。江戸時代に淀川の水害が頻発した原因については、当時から森林の過度の利用が挙げられていました。また、

当時の風景画の解析などからも、

当時の近畿圏の都市近郊の植生景観が非常に貧弱なものだったことが示唆されています（小椋純一「応

景図の考察から見た江戸中期にお

ける京都近郊山地の植生景観」等）。

これらは高密度の「低林管理」が

もたらした景観なのだと考えられ

ます。しかし、こうしたはげ山に

近い、普通には「貧弱な植生」と

しか見えない姿のなかに、北方系

草原性種群が存在しており、その

保全が求められています。先日（二

〇〇〇年七月二十二日）開催され

た自然回復緑化研究会で、大阪府立大学の森本幸裕先生に伺ったところでは、愛知万博で話題になつた海上（かいしょ）の森でも、そ

の最も貴重な部分は周伊勢湾要素

と呼ばれる超瘠悪地乾燥といつた

劣悪な環境（造園家だつたら土壤

改良したくなってしまいますが…）

ゆえに成立している群落にあつた

りするということでした。

こうした林は、エコロジカルな観点からの保全価値は高いのです。

が、一般の市民がイメージする、「となりのトトロ」的な里山イメージとはまさに正反対のものです。

市民が抱いている、明るく気持ちのよい林、というイメージからの森づくりでは解決できない問題がここにあるのです。

担い手は誰なのか

実際に手を入れていかなくては

里山は荒れていってしまう。何らかの管理が必要である、というの

は、里山の保全に関わっている人々の共通認識です。里山が放置され

るようになつた原因としてもっともよく言われるのは、燃料革命による薪炭林の経済的価値の消失です。そこで薪炭生産以外の方法で里山を生かすことが模索され、例えればクリエーションを兼ねたよ

うな体験型市民参加型のプログラムが脚光を浴びたりしています。

実際に一般市民（多くの場合都市住民）がボランティアとして山に入していく、というタイプの活動

事例は数多く報告されるようになつきました。いろいろな団体があつて、野遊びに近いものから学

究的なものまで、さまざまなものまで、さまざまな地域で活発な活動が行われています。

そうした行動的な市民が日本にも

ちゃんと存在するということには、とても勇気づけられるものがあります。

そうした報告だけみていると、ボランティアだけで日本の里山の未だは万々歳のように思われてくるのですが、実際にはそうともいえません。実際にこうした活動が展開されているのは、都市公園や自然公園、あるいは国公有の林野として公的な担保のあるところか、

先進的で意識の高い土地所有者、あるいは森林組合等がいるところに限られています。深町・佐久間（里山研究の系譜——人と自然の接点を扱う計画論を模索する中で——）、ランドスケープ研究 VOL 61、No. 4、P. 276—280）が正しく指摘しているように、「こうした市民参加の対象となる里山はごく一握りにすぎないことも事実であり、大部分は放置されていることを忘れてはならない」のです。

里山の経済的価値の喪失は最大の問題点かもしれません、それに加えて土地所有の近代化の名のもとに行なわれた入会地の分割による零細的な山林所有や、そうした社会条件の変化による共同利用秩序の崩壊などの問題があります。

民間の所有者によつて放置されたままになつている里山については、そこには市民と称する人々が他所からやつてきて木をいじるだけでは

全く解決しない、地域的・社会的问题が横たわつてゐています。

里山の環境を今後持続的に保全していく主体は何なのか？という

ことがここで問題になつてきます。里山の環境は、その土地所有者だけのものではありません。しかし、その人たち自身にとっての意味がなければ、外野が何と言おうと地域にとって真に価値のあるものになり得ないでしょう。とはいっても、その地域の行政だけで解決できる問題ではありません。「市民」という言葉が頭をよぎります。多分これが正解なのでしょう。けれども、所謂草の根ボランティア的なアプローチでは、本質的に解決できない問題があるのは先に見たとおりです。おそらくそういう各主体をつないでいく場、ネットワークの存在が必要なのです。

今まで見てきたように、美しさや快適性と生態的価値、里山を抱える地域と都市住民、専門家と一般市民、いろいろな所にこれまであまり意識されてこなかつた裂け目があるのです。これを越境し、産官学民といったセクターを超えて人々をつないでいくネットワークづくりが求められているのです。関西でも森林再生支援センターなどのNPOが登場してきており、そうした試みは、既に始まつてゐると言えるでしょう。

共生を巡つて

里山保全活動に携わる人からは、しばしば「里の風景は日本人の心の原風景だ」とか「日本人の遺伝子の中にそういう感覺は刷り込まれているのだ」とかいつた言葉を聞くことがあります。要は里山とのつきあいに代表されるような、かつての農村における生産・生活システムの全体性に対する憧憬や郷愁が、こうした里山保全活動の動機のある部分を占めているということです。私自身は親の代から町の生まれ町の育ちで、そうしたルーラルな空間というのは正直言って疎遠でした。しかし、その懐かしさみたいなものは確かにわかります。けれども、日本人誰もがそうした郷愁を持ちうるのか、持たなくてはならないのか、というとそうではないと思うのです。

先に触れたように、常緑広葉樹林域に二次林として存在する落葉広葉樹林としての里山の風景、これはエリア的には特殊的なものですが、こうした里山は原風景を形作りようがないものです。

また、今日本にいる人すべてがその出自を農村に持つてゐるわけではありません。漁撈に携わる人々、

山で獵をしている人々、諸国を行する人々、もともと外国に出で持つてゐる人々：それぞれ関係しあいながらも、いろいろな形のいろいろな「日本人」がいたはずなのです。里山をダイレクトに「日本人性」と結び付ける感性は、日本文化を稻作農耕だけから語るうとするような恣意的な歴史観・文化観と共に通する危うさを持つているような気がしてなりません。「里山」がひとびとの心を惹きつけて止まないのはなぜなのでしょうか？月並みな考え方かもしれません、みんな、共生感覚を欲しがつて止まらないのではないかでしょうか？单に種多様性の問題ではなく、時に不可視のものが潜んでいます。けれども、日本人誰もがそうした郷愁を持ちうるのか、持たなくてはならないのか、というとそうではないと思うのです。

前節で触れたように、これから行する人々はその地域内部だけのものではなく、もちろんその地域に根ざしつつも、幅広い人々が出会つて行く場になつていくはずです。そうしたときに、安直なノスタルジーを不用意に行使して、結果人々を分断してしまうようなことはあつてはならないと思います。

里山の自然のあり方は、人間的な価値が同時に自然としての内実を持ちうるということを我々に教えるものです。何よりも前に、人間同士がきちんと共生できる作法を身につけること、それがこうしたセクターを超えて地域を超えていくような活動の基礎をなすものであるはずです。

里山から学ぶことはまだまだあります。里山保全の議論はいつも「都市」側から行われてきてはいなかつただろうか。この善し悪しは別として、ルーラルエリアの本来の「里山」も、いまや都市住民のロマンと欲望の対象になつてゐるようになります。最近よく議論されている「ボランティアによる里山管理論」は、「都市市民」の自意識をくすぐるタイプの話ではあるが、地域性を捨象してしまつていることが少なくない。やはり、本筋としては、その林が存する地域のなかで、その新しい社会経済的位置づけを探ることが必要だと考える。

(※) 著者は一九九九年度まで都市基盤整備公団(旧住宅都市整備公団)の職員としてニュータウン開発の計画等に関つてきた。



(注1) 星野義延「日本の雑木林の分類と分布(亀山章編「雑木林の植生管理・その生態と共生の技術」所収)によれば、コナラ二次林の他に、冷温帯のミズナラ二次林、暖地の照葉樹萌芽二次林、痩せ地や強度の収奪を受けた立地に現れるアカマツ二次林等が、主要な二次林として紹介されている。

(注2) 北総台地の例としてカタクリ、アマナ、アズマイチゲ、イチリンソウ、フクジュソウ、ジロボウエンゴサク、キツネノカミソリが挙げられている。

(注3) 近畿圏北摂地域の場合。一般的な皆伐周期を一五〇年とするもの(重松敏則「市民による里山の保全・管理」等)もあり、地域や生産される炭の性質等によっていろいろなバリエーションがあるものと考えられる。

(注4) そういえば、里山保全の議論はいつも「都市」側から行われてきてはいなかつただろうか。この善し悪しは別として、ルーラルエリアの本来の「里山」も、いまや都市住民のロマンと欲望の対象になつてゐるようになります。最近よく議論されている「ボランティアによる里山管理論」は、「都市市民」の自意識をくすぐるタイプの話ではあるが、地域性を捨象してしまつていることが少くない。やはり、本筋としては、その林が存する地域のなかで、その新しい社会経済的位置づけを探ることが必要だと考える。

(※) 著者は一九九九年度まで都市基盤整備公団(旧住宅都市整備公団)の職員としてニュータウン開発の計画等に関つてきた。

南湖のヨシ群落衰退の現状とその原因

彦根県事務所田園整備課

井関健策

よぐ葉音、吹きすさぶ寒風に手折れもせず支え合つ枯れ穂。四季折々異なつた表情が、琵琶湖とその後の風景とともに独特の情緒を醸し出している。

ヨシ原は古代から營々と、多様な生物を育むサンクチュアリであるとともに屋根材や簾など生活に欠かせない資材の供給の場であつた。そこで人間は、自然の恵みを享受しつつ自然に働きかけ、まさに自然と一体となつて独特の景観を造り上げてきたのである。

しかしながらこの様な雄大なヨシ原は、今はごく限られた場所にしか存在しない。ことに南湖東岸部の減退は著しく、現在もじわじわと衰退が続いているように思える。

筆者は平成十年四月から二年間、ヨシ群落を観察する機会を得た。財淡海環境保全財団に在籍し、湖岸を歩き、ヨシ原に分け入り、あるいはボートで湖上から、子細に

「湖辺に広がるヨシ群落は、湖国滋賀の原風景：」
かなり使い古された表現であるが、今も残存する広大なヨシ地にたずみ眺めていると、昔から琵琶湖に慣れ親しんできたわけでもないのに、なぜか遠く懐かしい思いにかられる。

2 琵琶湖のヨシ群落の面積の推移

琵琶湖のヨシ群落の面積は、一

3 ヨシ群落減少の経緯

この半世紀のヨシ群落消失の最大の原因が人為的な湖岸改変にあつたことは論を待たない。

琵琶湖総合開発計画に自然環境保全への配慮がなかつたわけではなく、自然保護に対する崇高な理念のもと、自然地の公有化や自然公園施設などの事業が行われてはいた。ただ、高度成長下における社会経済的要請から、沿岸の整備は自然保護よりも、道路や都市公園など観光資源開発目的に大きな重心がかからざるを得なかつた。そのおかげで高水時の冠水被害の

九五三年の調査によると約二六〇ヘクタール、そのうち南湖は一八〇ヘクタールを占めていたが、いわゆる「ヨシ条例」制定前年の一九九一年調査では琵琶湖全体で約一三〇ヘクタール、そのうち南湖は約六〇ヘクタールにまで減少したとされる。つまり琵琶湖全体で半減、南湖では三分の一になつたということになる。ただしここで「ヨシ群落」の意味については注意を要する。同条例では「ヨシ群落」を「ヨシ、マコモ等の抽水植物（以下ヨシ等という）の群落およびヨシ等とヤナギまたはハンノキが一体となつて構成する植物群落をいう」と定義しており、一九九一年調査はこれに基づいているのである。したがつて赤野井湾のハスの大群落などもこれに含まれることになり、純然たるヨシの群落はさらに減少していることになる。

なお、一九九七年にも同様の調査が行われており、琵琶湖全体ではヨシ植栽の効果もあってか若干の増加が認められるものの、南湖では逆に微減傾向にあるようである。

まず、大戦末期から食糧増産のかけ声のもと、琵琶湖周辺の内湖は次々と干拓事業により農地へと変貌した。この大部分は北湖で行われている。次いで一九五〇年代半ば以降、都市化の進展とともに、大津市瀬田浦や守山市木浜など約三八五ヘクタールが埋め立てられ市街地が造成された。これは大半が南湖で行われている。これら開発行為の湖辺への影響は決して小さくはないが、南湖東岸部の変化はまだ限られたものであった。

それ以上にこの地域の湖辺を大きく変貌させたのは湖岸堤とこれに付帯する道路の建設であろう。近江大橋から守山市木浜にいたる南湖東岸の湖岸堤は、延長の四分の三が従来の渚線より湖側に張り出して、あるいは渚線に接して建設されたため、ヨシ帶のひろがる低湿で遠浅な自然湖岸は消失または分断された。

解消、交通の利便の向上、レジヤー機会の増加など、われわれは大きな恩恵を受けることになったのだが、その時代、自然環境保全の重要性が今日ほど大きく社会的に認識されていればもう少し違ったの展開を見せていたかもしれない。

おそらく、今後再びこれほど大規模な自然湖岸の改変が行われるとは考えにくい。ならば今残されたヨシ群落は将来もそのまま存続しうるかというと疑問である。それは、現在のヨシ群落をとりまく環境阻害要因が、開発行為という直接的なものから、より複合的で重層的なものへと変化しているようと思えるからである。

4 南湖東岸部におけるヨシ群落衰退の現状

開発行為から生き残ったヨシ群落も現状を維持または自然増殖するにはきびしい状況にあり、ことに南湖東岸部では徐々に衰退に向かっているように見受けられる。ただしその衰退のパターンは一様ではない。

(1) 陸生植物の優勢化による減退

草津市新浜の近江大橋北側の陸ヨシがオギやセイタカアワダチソウなどへ遷移している。また草津市南山田町の琵琶湖岸ではヤブガラシが年々勢力を増しヨシを駆逐しつつある。

(2) 木本植物の優勢化による減退
湖岸にはヤナギなどの高木も多い。これ自体は自然景観のひとつでありまたヤナギの根元は魚の産卵場になるなど湖辺の生態系の重要な要素でもある。しかし、ヤナギの生い茂った下ではヨシはきれいになくなっている。南湖では草津市下笠の葉山川河口付近が顕著である。ヨシは日陰を嫌う。ヨシが有用な資源であった昔は、おそらく過密なヤナギは伐採されたり枝を払われたりして適度に維持管理されていたのであろう。

(3) 他の抽出植物への遷移

赤野井湾一体は県下でも有数のヨシ群落であり、その一部は保護地区に指定されているが、残念ながらこの一帯のヨシの状態は年々悪化している。原因は地盤の泥質化があり、泥地を好むハスやマコモ、スズメノヒエなどに変貌しつつある。ここの大群落は観光名所となっているが、後述するように、これが琵琶湖の美しい自然であると喜んでいらっしゃる面があ

これは、水陸の境界域の高所が水資源開発に伴う琵琶湖水位の低下により恒常的な陸地となり、雑草が冠水で淘汰される機会が失われた結果、陸生植物が優勢化したものと思われる。このような変化は、よほど日常的に除草などの管理を行わない限り止めようがない。

(4) 水草の漂着による枯死
毎年、夏になると成長した水草が水面に現れる。範囲、量とも半端ではない。特に問題となるのはオオカナダモ、コカナダモなどの外来藻である。これらは昭和初期に琵琶湖に持ち込まれ繁殖したものがといわれている。ひどいときは水面で島状に盛り上がるほどになり、そのまま腐敗して著しく環境を阻害する。平成六年の異常渇水



泥質化に伴いスズメノヒエ、マコモへと変遷した。(草津市矢橋町)

ある。草津市矢橋の帰帆島中間水路のヨシ帯も、マコモやスズメノヒエにとつてかわられつつある。

岸に漂着し、ヨシに巻きつき押しつぶす。冬になると真っ黒に腐敗して湖底に堆積して泥化し、春の芽出しを妨げるとともに、メタンが発生するような嫌気状態をつくり、根腐れの原因ともなっている。この現象は南湖東岸部で著しいが、特に草津市の北山田漁港北側一帯、琵琶湖博物館南側、守山市木浜町一帯が顕著である。

(5) 大量のごみによる損傷



湾部に水草が著しく堆積し、ヨシを押し潰している。

ゴミの漂着も多い。(草津市下笠町)

西岸より東岸にごみが多く、南湖では夏場に急増する特徴がある。昔このあたりの湖岸は市街地から離れ、周回道路もない低湿地であり人が近づき難い場所であつたが、湖周道路が開通し公園整備も行われて非常にオープンになつた結果、レジャーの集中する夏期に放置されるごみが急増したのであろう。タイヤや電化製品など大型のものも目立つ。これらのごみは湖岸に漂着し、ヨシの芽を傷つけ、弱らせる。淡海環境保全財団でも、年に数回湖岸の清掃を実施しているが、正直なところきりがない。

5 近年のヨシ群落衰退の原因

以上、南湖東岸部におけるヨシ群落衰退の現状を述べた。なお、ここでは「ヨシ群落」という言葉を狭義に「ヨシのみの群落」という意味で用いている。

このようにヨシを取り巻く状況には非常に厳しいものがある。特に、(3)他の抽水植物への遷移と、(4)水草の漂着による枯死の二点は近年その傾向が強まっているようと思える。そこで次にこの二点にしぼって考えてみたい。

条例が守り、育て、活用すべきとしているヨシ群落は前述したところ、ヨシを含む広範な植物の群落である。生態系は单一の種で成り立つものではなく、大きな自然の営みのなかで多様な動植物が互いにバランスを保つて形成するものである。生态系は單一の種で成り立つものではなく、大きな自然の営みのなかで多様な動植物が互いにバランスを保つて形成するものであるから、このように規定したこと自体は正しいし、そのような自然こそ本来の姿だとと思う。筆者もヨシだけが琵琶湖に有用だと言いたいわけではない。確かに、ヨシがマコモやハスやスズメノヒ工に遷移しても、新しい環境下での自然現象であつてヨシ群落の衰退ととらえるのは誤りだといえなくもない。そう考へてしまえば、ごみなどの問題は別にしても、現在の南湖東岸のヨシ群落の状況も何

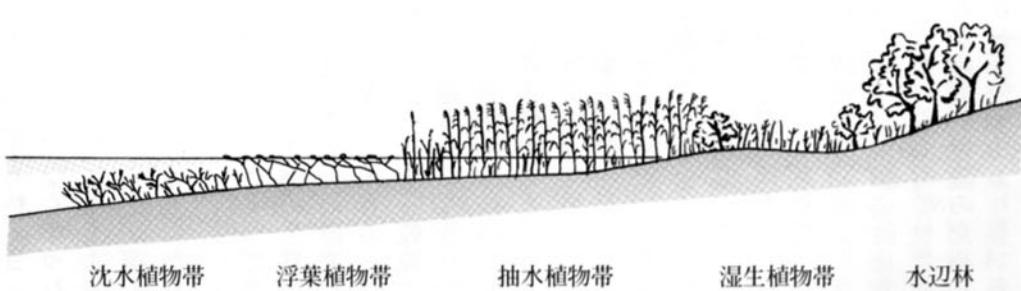
ら憂慮する必要はなくなる。しかし、このヨシ群落の変質が琵琶湖の健全な姿を映し出しているとは思えないものである。

一昔前まで、この地域の渚は緩傾斜で入り組んだ地形が多く、湖底は遠浅で、多様な動植物が存在する幅の広い、変化に富んだビオトープ空間を形成していた。そこ

は、陸域に統いてヤナギ、ハンノキなどの水辺林、オギ、ウキヤガラなどの湿性植物帶、ヨシ、マコモなどの抽水植物帶を経て、ヒシなどの浮葉植物帶、さらに沈水植物体へと至る植生の移行帶（エコトーン）であった。そこで自然環境は固定的なものではなく、常に水位変動や浸食、堆積といった作用を受けつつ、陸域と水域との二生態間の緊張状態のもとに動的な安定性が保たれていた。

なヨシ群落であったが、底質がヘドロ化し、この環境に適したハスが年々勢力を増しヨシを衰退させている。平成三年から平成九年の六年間でヨシは四二%消失したとの報告もありこの傾向は今後さらに進行するであろう。

図1 望ましい沿岸環境のイメージ



沈水植物帶

浮葉植物帶

抽水植物帶

湿生植物帶

水辺林

このような底泥化に拍車をかけているのが先に述べた水草の堆積である。確かに水草も沿岸生態系の一員であり、また昔から夏期の大繁殖はみられたようである。しかし今日のような富栄養に強い外来藻の異常繁茂の常態化は、改善が進まない琵琶湖の水質と無関係とは思えない。

また、河川改修や砂防工事が進んでいた昔には、たびたび河川が氾濫し大きな被害をもたらしたが、そのたびに泥は洗い流れ、河川から搬送された砂が移動し、堆積し、新たなヨシ帯を形作るというようなダイナミックな動きがあつたが、このような自然の力は抑制された。

このように、現在のヨシ群落をとりまく環境は、われわれ人間が安全性や利便性、快適性を獲得したのと引き替えに変質し、自然の自浄力、復元力を失つて不安定で脆弱なものになつた。ヨシの減退はそれを象徴しているのであり、他の抽水植物群やここに生息する小動物たちにとつても決して好ましいものではない。しかし、今日ここに至つて昔ながらの自然を蘇らせるのは容易ではない。

ヨシ刈りには何百年にもわたる歴史がある。琵琶湖のヨシが貴重な資源であった頃、琵琶湖中のヨシ群落は地元の集落が権利を取得して毎年入札に付し、ヨシ業者が

してもちろん何の対策も講じられなかつたわけではない。水資源開発公団も湖岸堤の建設によつて消失しているし、ヨシ条例制定後、淡海環境保全財団も県からの委託を受け、ヨシの植栽や維持管理を行つて一定の成果をあげてきた。

今後は、築堤により分断された湖辺の残存ヨシ帯の減退を食い止め、その保全、育成を行うとともに喪失したヨシ帯の復元を図るために、一層充実した施策が展開されることが望まれる。

(1) ヨシ群落の維持管理対策

琵琶湖のヨシ群落の維持管理としては、これまで冬期の刈り取りや、ヨシ群落に混入する大量のごみの除去が行われてきた。

琵琶湖のヨシ群落の刈り取り清掃は平成四年以降毎冬実施されており、大きな成果をあげている。表1に見るとおり、ここ数年予算の縮減で実施面積が減少しているにも関わらず、刈り取つたヨシの束数は総量、ヘクタール当たり収量ともに驚くべき増加を示している。ただ、この傾向が顕著なのは北湖に限られる。

ヨシ刈りには何百年にもわたる歴史がある。琵琶湖のヨシが貴重な資源であった頃、琵琶湖中のヨシ群落は地元の集落が権利を取得して毎年入札に付し、ヨシ業者が

競つて高値で落札した。良好なヨシ群落を有するところでは家が一軒建つ程の値段で落札され、余剰金は集落民に配当されたと伝えられる。そしてヨシ業者はきれいさっぱりヨシを刈り取り、清掃を行い、刈り取り後には火入れを行つた。こうして枯れ茎は湖底に蓄積されることなく外部に搬出され、新陳代謝の促進とともに病虫害が防除され、翌春の新芽の成長につながるのである。このように琵琶湖のヨシ群落は人の手が介在することによつて長年良好に維持されはじめとする多様な生物を育んできたのである。

琵琶湖のヨシ群落は人の手が介在することによって長年良好に維持されはじめとする多様な生物を育んできたのである。

年 度	刈り取り面積 (ha)	収 集 束 数	
		総 量	1ha当たり
4	15.4	不明	—
5	40.0	1,980	50
6	41.6	3,895	94
7	50.4	6,676	132
8	41.2	9,150	222
9	37.4	11,177	299
10	35.6	9,872	277
11	28.4	12,323	434
計	290.0	55,073	

表1 ヨシ群落刈り取りの成果

その後生活の変化や輸入ヨシの増加でヨシの需要がなくなった結果、長年放置され荒れたままであつたが、これだけ収量が回復したのは刈り取り清掃の成果に他ならない。

最近、ヨシ刈りがかえつてヨシ

の成長を妨げ水生生物の生息環境を著しく悪化させるとの研究結果が発表されたが、一地点の一時期の調査結果からそれを一般論にするのは早計に過ぎないだろうか。

もつとも、異常渇水後の異常高水という特殊事情のもとでの刈り取りのマイナス効果をヨシ刈り有害論に展開するのが危険であると同様に、プラス効果にしか着目しない危険性もまた十分に認識する必要があろう。琵琶湖が健全で強靭な自然の力を持ち得た時代にはすべからくプラスであったとしても、現在の南湖東岸部のような息も絶え絶えのヨシを徹底的に刈り取れば逆効果になる可能性は高い。

枯渇する水産資源保護のためには、ヨシ刈りを否定するよりも、その長所短所を理解して、場所に応じた刈り方を話し合う方が賢明であろう。

復元力を上回る衰退が進む中でのヨシ群落には、刈り取りよりも思い切った荒療治が逆に効果を現す可能性もあり得る。たとえば、多少ヨシがつぶれても、閉塞状況

6 今後の南湖の沿岸生態系保全のあり方

このようなヨシ群落の現状に対

にあるヨシ帯に何本か大胆に筋掘りをして良質な砂質土に入れ換える方法も考えられまいか。手をこまねいて衰退が進むだけならば、症状に応じた新しい維持管理手法を検討する価値はあるのではないだろうか。

(2) ヨシの植栽対策

琵琶湖でのヨシの植栽は難しい。

今述べてきたようにヨシ群落をとりまく状況は厳しく、苗を浜に挿しておきだけで自然増殖できるような場所はもう残っていない。理想的なヨシ群落の植栽方法は、単調な人工湖岸を変化に富んだ幅広い緩やかな移行帯に復元し、陸域から水域まで連続性のある植生帯にすることである。そのためには膨大な砂質土を盛り立てる必要があり、その土の流亡を防ぐ堅固な土止め工作物や、水草やごみの漂着を止める柵なども必要になる。これには大変な事業費がかかり、費用対効果の検討もさることながら、それだけの費用をかけてでも自然湖岸を回復することが県民の福祉につながる、という社会的コンセンサスも必要であろう。いずれにせよ、南湖では、お手軽な植栽方法ではヨシを増殖できないうことを念頭に置き、いたずらに植栽面積の拡大だけを急がない方がよいのではないだろうか。

(3) 水草の刈り取り

現在、南湖東岸のヨシ群落の主要な衰退原因が大量の水草の漂着および沈降にあることは先に述べた。ならばこの水草を事前に刈り取つてしまえば減退を相当程度抑制できるはずである。

水草は窒素やリンを多く吸着し

ており、湖外に搬出すれば富栄養化軽減が期待できるため毎年刈り取られているが、予算的な制約や、過度の刈り取りは生態系に影響を及ぼすとの理由から、悪臭や航路障害などの苦情があつた場所ぐらいしか行われない。

しかし、沿岸生態系を健全に保つ観点からは、ヨシ群落を損傷するおそれがあれば要請がなくとも刈り取つてしまうという能動的、積極的な対応が必要になる。ただ、刈り取つた水草の処理は年々困難になって考へていかなければならぬ。琵琶湖の水草は、昔は刈り取られ堆肥として農地に還元された。特に湖南地方では野菜畑の重要な肥料として欠かせないものであつたらしい。今日のように取り扱いやすい化学肥料中心の営農の中で、資源として注目されることはなくなつたが、汚濁負荷の少ない環境と調和した農業を標榜しないことを行かなければならぬ現代について行かなければならぬ現代にあつて、有機肥料による土づくりが

もつと着目されても良いと思う。水草が堆肥原料として見直され、ごみではなく資源として活用できれば、土壤を肥沃にするとともに、物質循環の模範ともなり、琵琶湖の水質改善にも大いに役立つであろう。今後多方面の研究の成果に期待したい。

7 むすび

以上、わずかばかりの経験をもとに、南湖東岸部のヨシ群落の現状と課題について述べさせていただいた。誤った解釈や記述などあればご指摘いただきたい。二年間、琵琶湖を直接肌で感じることができたことで、自分自身琵琶湖への愛着はこれまでに増して深くなつた反面、琵琶湖をめぐる問題の複雑さ、難しさを思い知つた。

筆者はこの四月から、農村地域の汚濁負荷の削減、水・物質循環を通して環境と調和した農業と琵琶湖の環境保全をはかる「みずすまし構想」の推進に携わっている。決して容易なプログラムではないが、美しい琵琶湖を次代に残すもの同じ一つの目標をめざすものであり、琵琶湖とヨシを間近に見た経験をふまえ、琵琶湖の総合保全のために微力ながら尽くしたいと考へている。

平成十二年度はいよいよマザーレーク21計画（琵琶湖総合保全整備計画）が始動した。健全な琵琶湖を次代に引き継ぐという大きな目標のため、水質や自然環境、景観の保全等の施策に住民、行政が一体となつてとりくむ必要性が謳われている。このように次代を担う子どもたちを含め市民レベルで自然環境に対する理解を深め、意識を高める動機付けを行うことは非常に意義である。このような活動が原動力となってはじめて、計画は施策となり、琵琶湖の環境改善が実現に向かうのではないかと思う。

淡海環境保全財団は本年度、「甦れ、びわ湖のヨシキヤンペーン」と銘打ち、ヨシ群落の観察会やヨシ育成ボランティアその他実際に多彩な住民参加型の事業展開をされている。このように次代を担う子

散在性ゴミに 断を

能登川町

北川つねお (71才)

その文書を拝見させていただき
ましたので私の考えを述べたいと
思います。

2 ポイ捨て平気の環境

朝、目が覚め清々しい気分で家の
前の通りを見ると、昨日清掃
したにもかかわらずタバコの吸い
殻、ポリ袋、空き缶、空きビン、
時には犬の糞までもが散乱してい
ます。

私の生活しているごく身近でも
この有様です。他にもこのような
類似例は数多くあります。例えば
湖岸、河川の堤防などにはダンボ
ール、発泡スチロールなど大型ゴ
ミが放置され、公園、駅前広場、
空き地などはゴミのポイ捨て場と
なっています。

このように、各個人が不要にな
ったものを捨てる行動がポイ捨て
であり、そのゴミがどうなるのか
本人は全く無関心です。

個人が自分にとつて不要となつ
たものを無意識に捨てるという行
為は、最近始まつたことではなく
国民性なんでしょうか?

号に「散在性ゴミ」考、投棄ゴミ
はなくせるか、について、その実
態、活動、対策等が記述されてい
ました。

私は昨年十一月に大津市で開催
された「夢発見エコ」交流事業(平
成環境塾)に出席して、貴重な体
験発表を聞き、また数々の調査や
活動を通じて多くの方が、びわ湖
の自然を守り、開発と保全に取り
組んでおられることに敬服しまし
た。

3 散在性ゴミに断を

散在性ゴミの発生原因というの
は、誰が何時捨てたのか分からな
いのに溜まつてくる。この散在性
ゴミ防止の最善の方策は急がば回
れというように地道な環境教育こ

流事業の事例発表の中に瀬田の或
る方は、学校付近で毎日子供と共に
ゴミ拾いを何十年も続けておら
れる。また甲賀郡の国道一号線沿
いのT陶器社員が国道を清掃され
ているとの発表には頭が下がるの
ですが、どうも「あなた捨て役、
わたし拾い役」ということになつ
ていて捨て役の人が多く、あまり
減量化していないというのが現状
です。

こうした社会現象の中で「タバ
コの禁煙場所」がここ数年間でか
なり守られてきているようですが、
これは大衆の目による無言の監視
や禁煙マークによる啓発運動によ
るところが大きいと思います。

散在性ゴミ防止対策においても、
公共場所での積極的な啓発パトロ
ールを実施し、ゴミ箱の設置には
種々問題点もあるようですが、当
分の間はゴミ箱の設置を増やし、
環境美化に努めることもポイ捨て
防止にとつて必要なことでしょう。

4 むすび

少々横道にそれたかも知れませ
んが、結論は生活の基本的習慣と
して幼い時から何事も実践させ、
体得させることが暮らしの中での
人間造りだと思います。

このようにして育てられた子供
達は、きっと意識を持つて行動で
きる人となり、環境問題に対して
問題意識が生まれ、環境を守るこ
との大切さが理解できる人になる
のではないでしようか。

幼い頃からの「家庭における髪」
こそ散在性ゴミを防ぐ最善の方策
だと考えますが如何でしようか。

そ大切なことだと思います。大人
を啓発するのは大変難しい。しか
し、昔から三つ子の魂百までとか、
親の背を見て子は育つと言われて
いるように、子供に対する髪や環
境教育は学校任せではなく、家庭
においても積極的に行うべきです。
今日の教育は難しい学問的な知
識教育は出来ているかも知れない
が、いわゆる人間造り、生活上の
常識というかモラルの教育が出来
ていない傾向にあるのではないか
でしょうか。最近の社会情勢を見て
いるところがつくづく考えさせ
られます。

琵琶湖を禁漁に

“今こそ、琵琶湖の固有魚類を守ろう”

酸味を含んだ独特の香り、オレンジ色の卵がびっしりとつまつたフナずしは、湖国特有の食文化。このフナずしが食卓から消えようとしています。

約500万年前に誕生したといわれる琵琶湖は、世界的にも非常に長い歴史をもった古い湖の1つに数えられ、約60種類の魚類、40種の貝類が生息しています。

そのなかで、ホンモロコ、ニゴロブナ、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミなど魚類11種、貝類20種が琵琶湖の固有種とされています。

しかし、近年、内湖の干拓や湖岸堤の整備等によるヨシ群落の減少、水質汚濁などの生息環境の悪化、ブラックバス、ブルーギル等の外来魚の急増、近代漁具漁法による大量漁獲等により固有魚であるホンモロコ、ニゴロブナなどの水揚げが激減しています。

このような状況の中で、琵琶湖固有種を中心とした魚貝類の自然生産力を回復させ、生態系を守るために、生息環境の保全整備に努める一方、資源への削減圧力を減じ回復をはかるため、当分の間、外来魚と一年魚である鮎を除き“禁漁”とし、この間、ホンモロコ、ニゴロブナ等の積極的な放流、外来魚の徹底的な駆除を実施し、資源の回復を図

ることが、緊急の対策ではなかろうかと思うのであります。

禁漁の例としては、過去、秋田県においてハタハタの漁獲量が激減したとき、3年間にわたって禁漁とした例があります。その結果、今では、禁漁前年の漁獲量の8倍余りまで回復し、大きな効果をあげています。

琵琶湖のホンモロコやニゴロブナと同じように、ハタハタは秋田県民にとって特別な意味を持つ魚です。そのハタハタが秋田の海から消えかけたのです。

このような事態に直面した秋田県漁業者は、ハタハタの資源の復活を願い平成4年秋から3年間の全面的な禁漁を行うとともに、平成7年秋の解禁後も厳しい管理保護対策を実施しながら操業しています。

海と湖の違いがあり一律に論じられないとは思いますが、このままでは絶滅の危機に瀕するであろう固有魚貝類を守り、先祖から受け継いだ貴重な財産を、次代に引き継ぐため、琵琶湖においても、思い切って禁漁に踏み切ることについて、真剣に検討する時期にあるのではないでしょうか。

皆様の貴重なご意見をお待ちしています。

「ヨシ腐葉土」好評発売中！

当財団では、刈り取ったヨシを有効に活用するため、ヨシの腐葉土を職員の手作りで製造し、販売しています。

ヨシ腐葉土は、琵琶湖のヨシを原料として作ったもので、通気性、透水性が特に優れているため、根張りが良くなり、根腐れの心配がありませんので家庭菜園作りにも好評です。

お問い合わせ、ご注文は当財団へお願いします。また、滋賀県種苗生産販売協同組合加盟の種苗店や(株)アヤハディオの各店でも販売していますので、一度おためし下さい。

表紙の説明

「水郷めぐり」はその昔、織田信長が宮中の船遊びをまねて楽しんだといわれています。 「安土・八幡の水郷」は琵琶湖八景のひとつでもあり、古来より詩歌にも多く詠まれた風光明媚な景勝地で、四季折々の風情は昔とかわらぬ美しさです。

●CONTENTS

巻頭言	2
容器包装リサイクルは必要か?	3
「里山」ってなんだろうか?	8
南湖のヨシ群落衰退の現状とその原因	13
散在性ゴミに断を	18
財団のひとりごと	19



編集 後記

機関誌「明日の淡海」も執筆はじめ皆様方のご協力により、早いもので第三号発刊の運びとなりました。

今回初めて読者の方の投稿を掲載することが出来ました。この方は散在性ゴミを無くすにはどうすれば良いのか、何が一番大切なかを切実に問い合わせおられました。

今後とも皆様方から、環境問題や環境施策についての意見・提言等の投稿をお願いします。

ところで、原稿依頼の件で執筆者とお話をする機会に、環境問題に対する有意義な意見や提言を頂いています。

今日の環境問題は、一人ひとりの協力がなければ解決できないのです。

今こそ、一人ひとりが生活環境や自然環境を、自らの手で守り育て、環境を大切にする姿勢を日常生活に定着させていくことが求められているのではないでしょうか。

機関誌「明日の淡海」が、その一助となることができればこれほど嬉しいことはありません。

原稿の募集について

機関誌「明日の淡海」では、環境や自然に関心のある方々の意見・提言等を募集しています。

- ・環境問題に対する考え方や環境施策への意見・提言等
- ・環境に優しい暮らしにつながる意見・提言等
- ・美しい自然や自然保護に対する意見・提言等

※採用分には薄謝進呈

※当財団まで郵送・メールまたはFAXでお送り下さい。

発行

財団法人 淡海環境保全財団

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号

滋賀県大津合同庁舎内

TEL. 077-524-7168

FAX. 077-524-7178

Eメール ohmi9@mx.biwa.ne.jp

ホームページ <http://www.biwa.ne.jp/~ohmi9/>

印刷 ねっこ共動作業所

本誌は資源の有効活用のため再生紙を利用しています。